

4つの一般質問をしました

■ 3月8日の質問内容 ■

- 1 中央省庁の奈良県への移転と関西広域連合と連携した誘客促進について
- 2 「大立山」について
- 3 県職員の超過勤務について
- 4 「組体操」の事故防止について



奈良県議会報告 阪口保

県政だより



県会議員(無所属)
会派-創生奈良

第17号 2016年3月発行

■ 自宅 〒630-0134
生駒市あすか野北3-1-3
☎0743-78-8435

■ ホームページ
www.sakagutitamotu.com



中央省庁の奈良県への移転と大立山の談合疑惑を追及!

関西広域連合議会(平成28年2月13日)



▲関西広域連合議会に奈良県の代表として出席(向かって左端)

質問1 中央省庁の奈良県への移転について

本県が関西広域連合に加入したのは、平成27年12

月4日、但し、「広域防災」「広域観光・文化・スポーツ振興」の2分野への部分参加でございませう。

加入に伴い、**関西広域連合議会**には、本県から、**私を含め3人の議員が選出**されました。

関西広域連合では、「地方分権改革の実現」、「関西全体の広域行政を担う責任主体として、個々の自治体では対応できなかった府県域を超える課題への対応」、「国出先機関の事務権限の移譲を掲げており、平成27年12月25日、まち・ひと・しごと創生本部に対して、「中央省庁の関西への移転に関する要請」を行いました。

内容は、関西から日本を創生するため、また、関西の各地域が持つ特性を発揮することができるように、**京都府へ文化庁、大阪府へ**

月4日、但し、「広域防災」「広域観光・文化・スポーツ振興」の2分野への部分参加でございませう。

加入に伴い、**関西広域連合議会**には、本県から、**私を含め3人の議員が選出**されました。

関西広域連合では、「地方分権改革の実現」、「関西全体の広域行政を担う責任主体として、個々の自治体では対応できなかった府県域を超える課題への対応」、「国出先機関の事務権限の移譲を掲げており、平成27年12月25日、まち・ひと・しごと創生本部に対して、「中央省庁の関西への移転に関する要請」を行いました。

内容は、関西から日本を創生するため、また、関西の各地域が持つ特性を発揮することができるように、**京都府へ文化庁、大阪府へ**

中小企業庁・特許庁、兵庫
県へ観光庁、和歌山県へ総務省統計局、徳島県へ消費者庁の移転を要請するものでございませう。

先月末には、「文化庁を京都府に全面移転」や「消費者庁の徳島県への試験的な移転」との報道もなされました。

私は、本県も関西広域連合へ加入し、関西が名実ともに一体となった現状のもと、京都、大阪、兵庫、和歌山、徳島のように、奈良県の特性を活かした中央省庁の移転を求めていくことが、本県の経済活性化に繋がると考えます。

関西広域連合が「中央省庁の関西への移転に関する要請」を行ったように、本県も「中央省庁の奈良県への移転」を積極的に要望すべきと考えます。

***要望**
井戸連合長(関西広域連合)が4月以降も中央省庁の移転に取り組むと答弁している。奈良県も移転について引き続き検討していただきたい。

(関西広域連合と連携した誘客促進については、省略)

3月8日一般質問の内容・答弁を抜粋して紹介しています。

質問1 知事答弁
中央省庁の意思決定は、国会対応や、他の省庁との連携、省庁に訪問される関係団体や地方関係者の便利が必要であるといった観点から、効率の良い場所が存在することが基本だと考えています。

また、中央省庁には、建物の場所がどこであっても、日本の全地域を対象に中央省庁としての機能を発揮すべきという役割があるところから、建物を地方へ移転してそこで国の業務を行うだけで、移転先の地域に直ちに良いことがあるというものでもないし、移転先の地域のことを中心に考えてもいけません。

質問2

「奈良大立山」について

(1) 冬季イベント開催については、十分な準備期間をとって、県民にも企画・運営に参加をしてもらい幅広

い行事にしていくべきと質問する。

(2) 立山の製作を最初から



奈良大立山

う思惑があったのではないかと、委託業者の選定にあたっての透明性・公平性が確保されていない。

第1回実行委員会が昨年10月9日に開催され、その4日後の10月13日、「大立山まつり」実行委員会(会長 荒井正吾氏)が、委託業務契約について公募型プロポーザルにより参加者を募集しています。

「大立山まつり」事業企画製作運営業務説明書を見ると、企画書の提案書等の提出期限を平成27年11月4日とし、また、四天王をモチーフにした「大立山」等の製作を挙げています。

さらに、「大立山」の製作にあたっては、「奈良の魅力」を深く理解した者による原型作成者を記載すること



「奈良大立山」の視察(1月31日)

などを条件としています。この公募には、株式会社

電通関西支社とTSP太陽株式会社参加し、県関係者6名が審査委員となり、審査の結果、株式会社電通関西支社が340点、TSP太陽株式会社が276点で、株式会社電通関西支社に決定いたしました。

この2社の企画提案書を精査いたしますと、どちらも大立山の製作に関わる

のが、数内佐斗司氏でございます。委託が決定した株式会社電通関西支社の提案書は、大立山デザイン・製作監修が数内佐斗司氏、大立山製作が数内佐斗司氏のマネジメントオフィスの青山美術株式会社です。

今回、企画書の募集から提出までに、23日しかなく企画立案期間が十分に設けられていない設定である

と。公募型プロポーザルに2社しか参加がなかったこと。その2社がいずれも数内佐斗司氏に大立山デザインを任せるものになっていること。

更に、事業企画製作運営業務説明書に「四天王をモチーフにした大立山」原型作成者を記載」などの条件を設けたことなど。以上の状況を考えますと、9月議会に予算を上程する前、つまり、県で計画案を考える段階から既に数内佐斗司氏ありきで製作を依頼していたと思わざるを得ません。これでは、企画書の内容委託金額も含めて極めて不透明な手続きが行われたこととなります。

質問2 知事答弁

公募型プロポーザル発注ですが、その日程は奈良県契約規則第2条一般競争入札の公告の規定に準拠しており、ギリギリの日程ではありませんが、規則に準拠した日程でした。

大立山を四天王にすることは、第1回の実行委員会において承認いただいた事項です。

なお、原型作成者の提案が2社とも数内氏となっただのは、偶然の一致であろうかと思えます。今回の公募型プロポーザルによる委託業者の選定手続きにつきましても、なんら瑕疵なく、適正に実施したものと認識しています。

*再質問

企画提案書と審査結果がホームページに公開されていない。今回特に情報公開を避けておられるような疑いを持っている。

*知事答弁

情報公開については透明性に つとめており、疑いを私は持っておりません。*要望 入札については、かつて談合のことで訴訟をしたことがある。ぜひその教訓を生かして頂きたい。こちらも調査していく。

質問3

県職員の超過勤務について

昨年9月、代表質問で、県職員の勤務環境の整備について質問をいたしました。が、十分な答弁が得られなかったため、再度、取り上げさせていただきます。

先般の質問の内容は、県職員の病気での特例休暇が多いこと、その原因の一つが超過勤務による過重労働であること、また、超過勤

務をしても手当がつかず、サービス残業になっていると指摘しました。

知事の答弁は「昨年4月から7月までの超過勤務手当支給時間が職員1人、1日あたりにすると約1時間弱」とのことでした。

やはり、こちらの聞き取り調査と知事の答弁の内容では、あまりにもかけ離れた



県庁の夜間の様子(1月18日午後9時40分)

午後9時40分 であっても、多くの部局で照明が明々とついております。また、先月の24日と26日の3日間、障害福祉課・こども家庭課・道路建設課など、13の所属長に対し、聞き取り調査も致しました。

ていますので、本年1月18日、月曜日の本庁の夜間の様子を調査しました。

まず、超過勤務時間について、所属別に実退庁時間

質問3 知事答弁

職員の実退庁時間の調査について、出退勤システムのデータは膨大なものであるために、統計を収集していません。

昨年度の超過勤務手当支給時間が職員1人、1日あたりに置き換えると55分です。

来年度からの工夫の一つとして、各部署の次長、企画管理室長事務取扱に、「組織・人事管理責任者」の発令をしたい。全庁を上げて超過勤務の縮減に取り組むたいと思っています。

質問4

「組体操」の事故防止について

運動会・体育大会は、通常授業の成果発表の場でもあり、「リズム」・「タワ」のみならず、運動会の際の演技種目、また、学校行事全般において、児童・生徒の健康・安全が十分に確保される必要があります。

本県の取り組みによる事故の状況と、今後の事故防

止に向けての取り組みを質問する。

*教育長の答弁(省略)

ネット定例会 2月定例会 3月8日質問 (質問の様子は動画で配信) 奈良県公式ホームページ 検索